

所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き

●この手引きは、一般的な事項を説明しています。
●この手引きでは、所得税及び復興特別所得税を「所得税等」といいます。

書かない ✂ 確定申告！

マイナンバーカードで自宅からe-Tax



♪メリット たくさん♪

- 添付書類提出不要**
※一部の書類を除きます
イメージデータによる提出も可能
- 自宅から申告可能**
※メンテナンス時間を除きます
- 24時間利用可能**
- 受信通知からいつでも内容確認**
- 早期還付**
(3週間程度で還付)
※書類提出の場合は1か月~1か月半程度で還付

✓ **確定申告書等作成コーナー**なら
金額等を入力するだけで**自動計算**で申告書が完成！

✓ **マイナポータル連携**で
給与、ふるさと納税、医療費等が**自動入力**できる！
※ご利用には事前準備が必要です

♪スマホでもできちゃおう♪



※ **マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください**

有効期限を過ぎた場合、**e-Tax** 手続等のご利用ができません。
特に、確定申告期は、更新窓口(市区町村)の混雑が予想されますので、**お早めに更新手続をお願いします**。
> 有効期限や更新手続等の詳細は、「デジタル庁公式note」をご確認ください。

確定申告でお困りのときは「ふたば」にご相談ください。



確定申告に関する疑問は、国税庁ホームページ
税務相談チャットボットの「税務職員ふたば」にご相談ください。
お問合せ内容をメニューから選択するか、文字を入力いただく
ことにより、AI(人工知能)を活用して自動で回答を表示します。



令和8年分の申告書について

国税庁では「課税・徴収事務の効率化・高度化等」に基づき各種施策を進めており、令和8年分の確定申告書は様式を変更いたします。
令和8年分の確定申告では、変更前の様式は使用しないようお願いします。
また、上記の様式の変更に伴い、令和8年分から控用(複写式)が廃止になり、必要に応じて、ご自身で控えの作成・保管をしていただくこととなります。

提出申告書の種類
記載例
手順1
手順2
手順3
手順4
手順5
手順6
お申し込み
添付書類
確定申告書の提出
提出納税申込み書
下書き用申告書

確定申告の実務

令和7年度確定申告の手引き 編

確定申告の実務に必携情報

令和7年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き

●この手引きは、一般的な事項を説明しています。
●この手引きは、所得税及び復興特別所得税を「所得税等」といいます。

書かない確定申告！

マイナンバーカードで自宅からe-Tax

✔ **メリット たくさん！**

- 送付書類提出不要
- 自宅から申告可能
- 24時間利用可能
- 受検通知からいつでも内容確認
- 早期還付 (3週間程度で還付)

✔ **確定申告書等作成コーナー**なら金額等を入力するだけで**自動計算**で申告書が完成！

✔ **マイナポータル連携**で給与、ふるさと納税、医療費等が**自動入力**できる！※ご利用には事前準備が必要です

✔ **スマホでもできちゃっ！**

✔ **マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください**

有効期限が過ぎた場合、e-Tax手続等のご利用ができません。特に、確定申告時は、更新窓口(市区町村)の混雑が予想されますので、**お早めに更新手続をお願いします。**

有効期限や更新手続等の詳細は、「デジタル庁公式note」をご確認ください。

✔ **確定申告でお困りのときは「ふたば」にご相談ください。**

確定申告に関する疑問は、国税庁ホームページ「税務相談チャットボットの「税務職員ふたば」にご相談ください。お問合せ内容をメニューから選択するか、文字を入力いただくことにより、AI(人工知能)を活用して自動で回答を表示します。

✔ **令和8年分の申告書について**

国税庁では「課税・徴収事務の効率化・高度化等」に基づき各種施策を進めており、令和8年分の確定申告書は様式を変更いたします。令和8年分の確定申告では、変更前の様式は使用しないようお願いします。また、上記の様式の変更に伴い、令和8年分からの理由(復号)が廃止になり、必要に応じて、ご自身で控入の作成・保管をしていただくこととなります。

税務署 この社会あなたの税がいきてる

令和7年分 譲渡所得の申告のしかた

(土地や建物をお売りになった場合)

○ 令和7年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、**令和8年2月16日(月)から同年3月16日(月)まで**です。
なお、還付申告書は、令和8年2月13日(金)以前でも提出できます。
○ 令和7年分の所得税及び復興特別所得税の納期限は、**令和8年3月16日(月)**です。
※ 税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりません。

確定申告書等作成コーナーで申告書を作成・e-Taxで送信!

✔ **メリット たくさん！**

- 自宅から申告可能
- 24時間利用可能
- 受検通知からいつでも内容確認
- 送付書類提出不要
- 早期還付 (3週間程度で還付)

✔ **譲渡所得の申告は スマホ作成 × e-Tax提出 がおすすめ!**

✔ **確定申告書の作成がスマホで簡単にできます**

✔ **質問形式で入力内容を案内**

✔ **選択可能な特例の自動表示**

申告書の提出は、e-Taxによる送信のほか、郵便や信書便により、住所等の所轄税務署又は業務センターへの送付により行うことができます。申告書の送付先については、国税庁ホームページでご確認ください。

郵便又は信書便で送付する場合、通信日付印により表示された日を送出日とみなします。この日付が申告期限内となるよう、お早めにご送付ください。

なお、令和7年1月から、申告書の控入に収受日付印の押印を行っておりません。詳しくは、「令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の1ページをご覧ください。

✔ **確定申告でお困りのときは「ふたば」にご相談ください!**

確定申告に関する疑問は、国税庁ホームページ「税務相談チャットボットの「税務職員ふたば」にご相談ください。お問合せ内容をメニューから選択するか、文字を入力いただくことにより、AI(人工知能)を活用して自動で回答を表示します。

令和7年分 株式等の譲渡所得等の申告のしかた

○ 令和7年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、**令和8年2月16日(月)から同年3月16日(月)まで**です。
なお、還付申告書は、令和8年2月13日(金)以前でも提出できます。
○ 令和7年分の所得税及び復興特別所得税の納期限は、**令和8年3月16日(月)**です。

確定申告書等作成コーナーで申告書を作成・e-Taxで送信!

✔ **メリット たくさん！**

- 自宅から申告可能
- 24時間利用可能
- 受検通知からいつでも内容確認
- 送付書類提出不要
- 早期還付 (3週間程度で還付)

✔ **キャッシュレス納付で待ち時間不要!**

✔ **自宅から納付可能**

✔ **PCやスマホから簡単手続**

✔ **現金の準備が不要**

✔ **株式や配当はスマホでも申告できます!**

○ 「確定申告書作成コーナー」では、株式の売却損益や受け取った配当等に係る申告書を、スマホで簡単に作成することができます。

○ マイナポータル連携を利用することで、申告書を作成する際に特定口座年間取引報告書の記載内容(金額・証券会社情報など)が**自動入力**されます。

✔ **確定申告でお困りのときは**

動画で見る確定申告

○ 確定申告書等作成コーナーの操作方法などを動画でご案内しております。

税務相談チャットボット

○ お問合せ内容をメニューから選択するか、文字を入力いただくことにより、AI(人工知能)を活用して自動で回答を表示します。

令和7年分 青色申告決算書(一般用)の書き方

税務署

○この説明書は、「所得税の青色申告決算書(一般用)の作成方法などを説明しています。
○有償責任事業組合の組合事業から生じる事業所得がある方は組合事業ごとに、損益計算書を作成する必要があります。
○この説明書は、令和7年10月1日現在の法令等に基づいて説明しています。

控除額	適用要件	後払増記(正味の増記額)で納税	貸借対照表と損益計算書e-Tax	期限内に申告(注1)	e-Taxで申告又は届出電子伝送簿保存
65万円	○	○	○	○	○(注2)
55万円	○	○	○	○	—
10万円	(簡易な記録)	—(注3)	—(注3)	—	—

(注1) 還付申告の場合も確定申告期間までに届出が必要です。
(注2) 損益計算書の届出は必要です。
(注3) 以下のいずれかの条件を満たす必要があります。
○ e-Taxを利用して申告書及び青色申告決算書を作成する。
○ 令和7年分の事業における仕簿及び勘定元簿について、電子簿簿保存法の規定に基づく善良な電子簿簿の要件を満たして電子データによる簿及び保存を行い、確定申告書までに一定の事項を記載した届出書を税務署に提出する。

✔ 詳しくは、国税庁ホームページ「タックスアンサー「青色申告特別控除」」をご覧ください。

スマホで青色申告決算書が作れます!!

✔ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から

✔ スマホで青色申告決算書・申告書を作成して

✔ マイナンバーカードを使ってe-Taxで提出できます

✔ さらに、自動計算だから計算誤りがありません

※ パソコンでも青色申告決算書や申告書の作成・送信ができます。
※ マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。
有効期限や更新手続等の詳細は、「デジタル庁公式note」をご確認ください。

「自宅からのe-Tax」5つのメリット!

- 早期還付 (3週間程度で還付)
- 送付書類提出不要
- 受検通知からいつでも内容確認
- 自宅から申告可能
- 24時間利用可能

「令和7年分 所得税及び復興特別所得税確定申告の手引き」関係を確認します

令和7年度所得税控除に係る主な改正

- (1) 基礎控除の引き上げ
- (2) 給与所得控除の引き上げ
- (3) 扶養親族等の所得要件の改正
- (4) 特定親族特別控除の創設



(1) 基礎控除の引き上げ

※住民税は改正なし (43万円)

(所得金額調整控除は考慮外)

合計所得金額 (給与収入※)	基礎控除額 (内、特例分)		
	令和6年	令和7・8年	令和9年
132万円(200万円)以下	48万円	95万円 (37万円)	95万円
~336万円(475万円)以下		88万円(30万円)	58万円
~489万円(665万円)以下		68万円(10万円)	
~655万円(850万円)以下		63万円(5万円)	
~2,350万円(2,545万円)以下		58万円	
~2,400万円(2,595万円)以下	48万円	48万円	
~2,450万円(2,645万円)以下	32万円	32万円	32万円
~2,500万円(2,695万円)以下	16万円	16万円	16万円
2,500万円(2,695万円)超	—	—	—

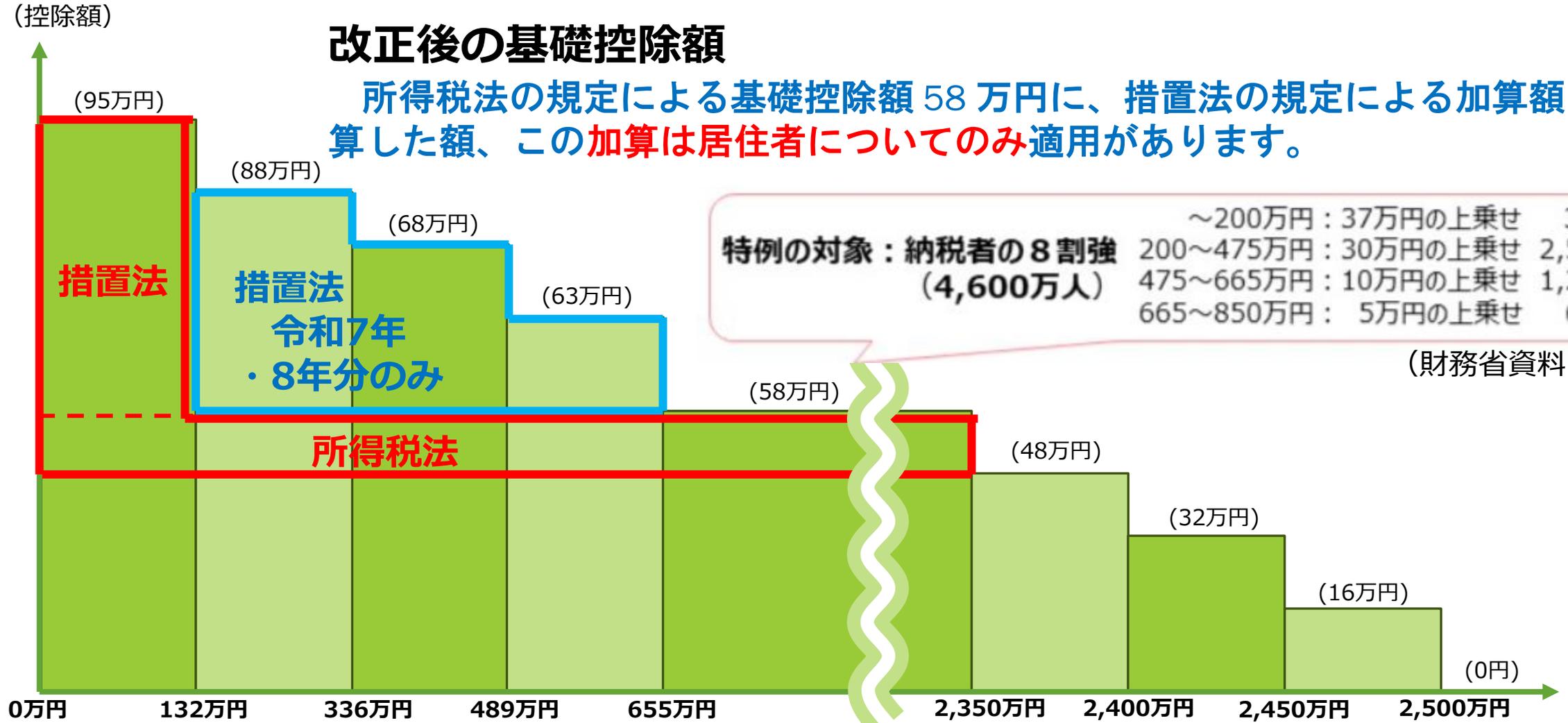


(1) 基礎控除の引き上げ

※住民税は改正なし (43万円)

改正後の基礎控除額

所得税法の規定による基礎控除額 58 万円に、措置法の規定による加算額を加算した額、この加算は居住者についてのみ適用があります。



特例の対象：納税者の8割強 (4,600万人)

～200万円	37万円の上乗せ	300万人
200～475万円	30万円の上乗せ	2,500万人
475～665万円	10万円の上乗せ	1,200万人
665～850万円	5万円の上乗せ	600万人

(財務省資料より)

(合計所得金額)

（２）給与所得控除の引き上げ

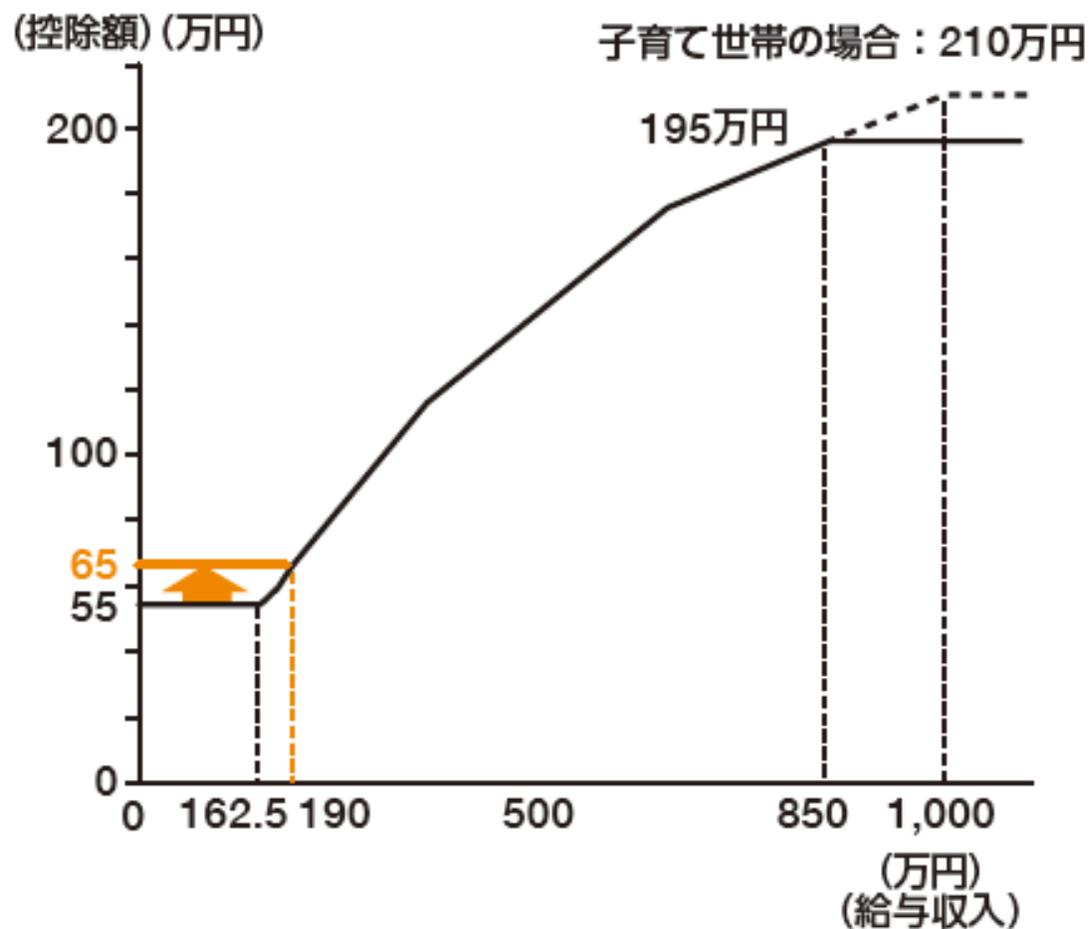
※住民税もR8年度分から同額適用

- ・最低保障額を55万円から**65万円に引き上げ**
- ・【適用時期】令和7年分以後、源泉徴収は令和8年以後
(令和8年分以後の「源泉徴収税額表」も改正)

給与等の収入金額	給与所得控除	
	令和6年以前	令和7年以後
162.5万円以下	55万円	65万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40%－10万円	
180万円超 190万円以下	収入金額×30%+8万円	収入金額×30%+8万円
190万円超 360万円以下	収入金額×20%+44万円	
360万円超 660万円以下	収入金額×10%+110万円	収入金額×10%+110万円
660万円超 850万円以下	195万円	195万円
850万円超		

(2) 給与所得控除の引き上げ

【給与所得控除の引き上げのイメージ】



給与所得控除額

最低保障額:55万円⇒65万円

給与収入	控除額
180万円以下	給与収入×40% - 10万円
360万円以下	給与収入×30%+8万円
660万円以下	給与収入×20%+44万円
850万円以下	給与収入×10%+110万円
850万円超	195万円

出典：財務省資料『令和7年度税制改正』

（参考）所得税・住民税を払うこととなる壁

（収入が給与収入のみの場合）

所得税を払うこととなる壁

<令和6年以前>



<令和7年以後>



合計103万円

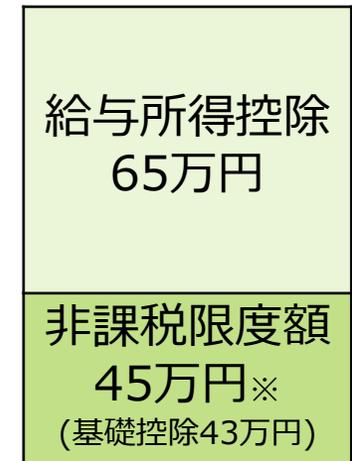
合計**160万円**

住民税を払うこととなる壁

<令和7年度以前>



<令和8年度以後>



合計100万円

合計**110万円**

- 基礎控除は、住民税の「所得割」を計算する際の控除額
- 非課税限度額は、「住民税を課すかどうか」の判定額

(3) 扶養親族等の所得要件の改正

※住民税もR8年度分から同額適用

対象	合計所得金額等（給与収入）	
	令和6年以前	令和7年以後
扶養親族 同一生計配偶者 <small>(障害者控除の要件)</small>	48万円以下 (103万円以下)	58万円以下 (123万円以下)
ひとり親控除の要件である 生計を一にする子	48万円以下 (103万円以下)	58万円以下 (123万円以下)
配偶者特別控除の対象となる 配偶者	48万円超133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)	58万円超133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)
勤労学生控除	75万円以下 (130万円以下)	85万円以下 (150万円以下)

(4) 特定親族特別控除の創設

対象者

納税者本人と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で、控除対象扶養親族に該当しない人(合計所得金額58万円超123万円以下)

特定親族の 給与等の収入金額	特定親族の合計所得金額	控除額	
		所得税	住民税
123万円超 150万円以下	58万円超 85万円以下	63万円	45万円
150万円超 155万円以下	85万円超 90万円以下	61万円	
155万円超 160万円以下	90万円超 95万円以下	51万円	
160万円超 165万円以下	95万円超 100万円以下	41万円	
165万円超 170万円以下	100万円超 105万円以下	31万円	
170万円超 175万円以下	105万円超 110万円以下	21万円	
175万円超 180万円以下	110万円超 115万円以下	11万円	
180万円超 185万円以下	115万円超 120万円以下	5万円	
185万円超 188万円以下	120万円超 123万円以下	3万円	

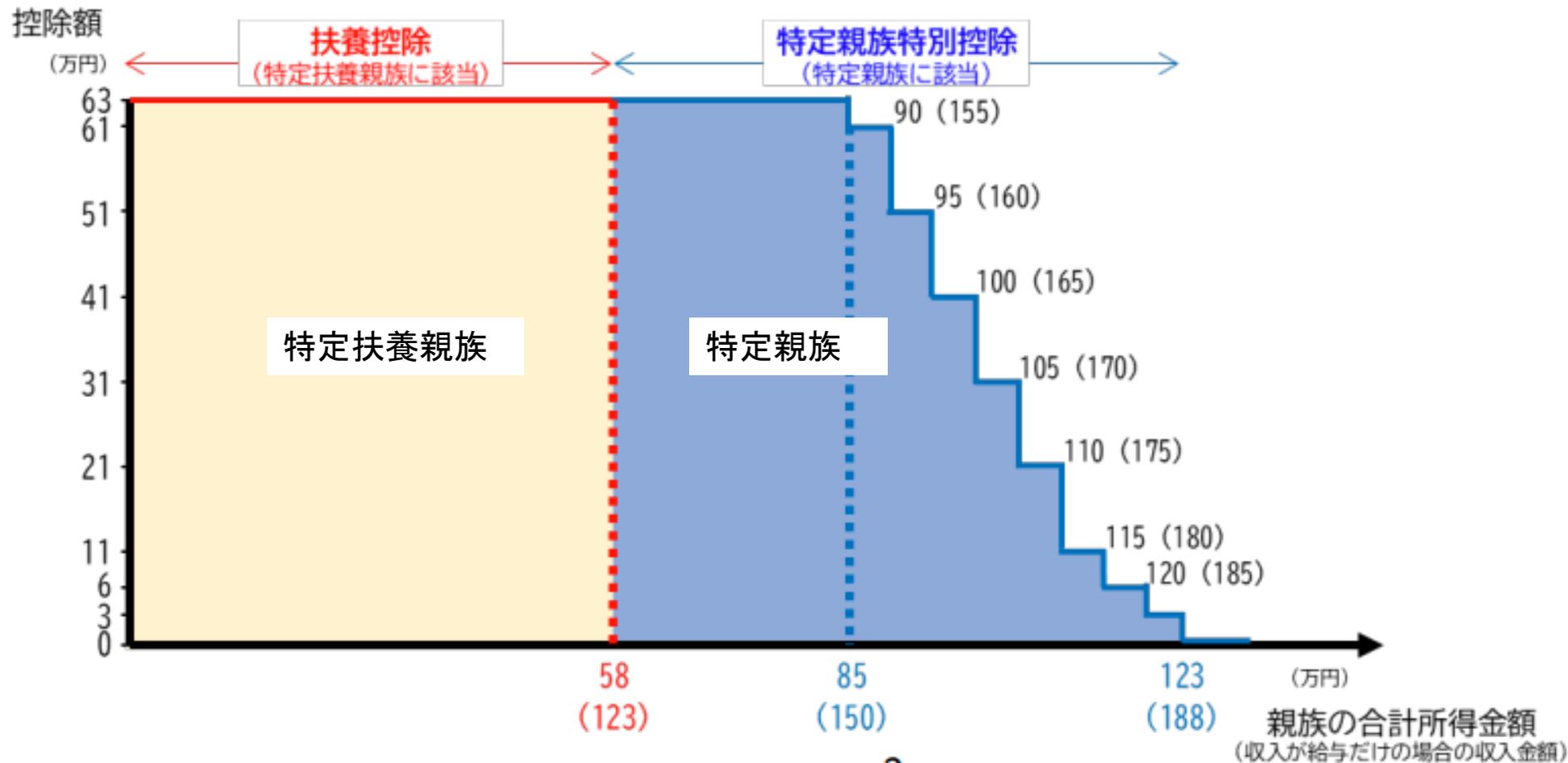
扶養控除
と同額

段階的に
控除額が
減少

* 配偶者及び青色専従者等を除きます。* 非居住者には別途要件があります。

(4) 特定親族特別控除対象者及び控除額

【参考：居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族を有する場合に受けられる控除】



3

出典：国税庁資料『所得税の基礎控除の見直し等について』

（参考）勤労学生の所得税・住民税を払うこととなる壁

（収入が給与収入のみの場合）

所得税を払うこととなる壁

<令和6年以前>

勤労学生控除 27万円 給与所得控除 55万円
基礎控除 48万円

合計130万円

<令和7年以後>

(勤労学生控除27万円) 給与所得控除 65万円
基礎控除 95万円

合計**160万円**

住民税を払うこととなる壁

<令和7年度以前>

勤労学生控除 26万円 給与所得控除 55万円
非課税限度額 45万円※ (基礎控除43万円)

合計126万円

<令和8年度以後>

勤労学生控除 26万円 給与所得控除 65万円
非課税限度額 45万円※ (基礎控除43万円)

合計**136万円**

※収入150万円以下が要件の勤労学生控除は所得税の計算では使えなくなったが、住民税額には影響する。

確定申告書様式改訂（第二表）

【確定申告書（第二表）】

主な改訂内容

- 「配偶者や親族に関する事項」欄への「特親」欄の追加【税改】
 特定親族特別控除に係る税制改正に伴い、「特親」欄を追加した。
 なお、「特親」欄へは特定親族の合計所得金額に応じ、適用される控除額（単位：万円）を記載する。
 - ① 58万円超 85万円以下の場合…「63」を記載
 - ② 85万円超 90万円以下の場合…「61」を記載
 - ③ 90万円超 95万円以下の場合…「51」を記載
 - ④ 95万円超 100万円以下の場合…「41」を記載
 - ⑤ 100万円超 105万円以下の場合…「31」を記載
 - ⑥ 105万円超 110万円以下の場合…「21」を記載
 - ⑦ 110万円超 115万円以下の場合…「11」を記載
 - ⑧ 115万円超 120万円以下の場合…「6」を記載
 - ⑨ 120万円超 123万円以下の場合…「3」を記載

■ 確定申告が必要な場合等

確定申告が必要な方

- 同族会社の役員等でその同族会社から給与の他に、貸付金の利子、店舗工場などの賃料などの支払いを受けた場合は、副収入が20万円以下であっても確定申告が必要

確定申告をすれば税金が還付される方

- ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出している方が、確定申告を行う場合には、ふるさと納税ワンストップ特例の申請が無効になるため、全ての金額を寄付金控除額の計算に含める必要がある

■ 提出に関する留意点

- 還付申告書を提出できる期間は、申告書を提出できる日（令和7年度の場合は令和8年1月1日）から起算して5年間である
- 年の中途で国内に住所及び居所を有しないこととなる場合には、出国をする日までに納税管理人の届出書を提出するか、確定申告書を提出する必要がある。（納税管理人の届出書が出国後になる場合には期限後申告になってしまう。）

収入金額等、所得金額等 の留意点

収入金額等

■ 非課税所得

- ベビーシッターの利用料、認可外保育施設等の利用料等に対する助成等は非課税。一体となって助成される家事支援や保育施設等の副食費、交通費等も非課税
- 失業等給付、育児休業給付、傷病手当金、出産手当金、など雇用保険や健康保険の給付
- 遺族年金、障害年金等
- 給与所得者に支給される一定の旅費、限度額内の通勤手当、職務の遂行上必要な現物給与
- 休業補償給付（労災補償）は非課税
- 休業手当（会社から支給）は課税

■ 事業所得と青色決算書

収入

- 棚卸資産の家事消費（仕入価格と定価の70%いずれか高い方）、まかない（家事分）は計上（従業員分は給与課税の確認）
- 棚卸資産を著しく低い価格で知人に譲渡したときは通常の販売価格×70%との差額が収入金額

経費

- 事業主の所得補償保険料は必要経費にならない。受取時も非課税所得
- 生計を一にする配偶者名義の店舗や車両であっても事業所得の計算上減価償却費を計上することができる
- 30万円未満の少額減価償却資産の特例を適用する場合には、減価償却表の摘要欄に「措置法28の2」を記載する
- 倒産防止共済掛金を必要経費に算入する場合には、「特定の基金に対する負担金等の必要経費算入に関する明細書」を添付する必要がある。

青色申告特別控除

- 青色申告特別控除 65万円の適用要件

控除額	適用要件	複式簿記 (正規の簿記の原則で記帳)	貸借対照表と損益計算書を添付	期限内に申告	e-Taxで申告 又は 優良な電子帳簿保存
65万円		○	○	○	○
55万円		○	○	○	—
10万円	(簡易な記帳)	—	—	—	—

※主なメリット：特別控除、純損失の繰越・繰戻、貸倒引当金
青色専従者給与、少額減価償却資産の特例

以下のいずれかの要件を満たす

- e-Taxを利用して申告書及び青色申告決算書を提出する
- 令和7年分の事業における仕訳帳及び総勘定元帳について、電子帳簿保存法の規定に基づく優良な電子帳簿の要件を満たして電子データによる備付け及び保存を行い、確定申告期限までに一定の事項を記載した届出書を税務署に提出する

- 還付申告でも、期限後申告となり所得や還付額が変更したり納税になるケースもある。
- 青色申告の承認を受けている被相続人の事業承継により新たに事業を承継する場合の青色申告承認申請書の提出期限
 - ✓ 死亡の日が 1月1日～8月31日・・・死亡の日から4か月以内
 - ✓ 死亡の日が 9月1日～10月31日・・・その年の12月31日
 - ✓ 死亡の日が 11月1日～12月31日・・・翌年の2月15日
 - ✓ 白色申告の被相続人の事業承継の場合の青色申告承認申請書の提出期限は通常通り

■ 不動産所得（事業的規模）

- 遺産分割確定日以前の不動産収入は、法定相続人が法定相続割合に応じて取得したものととして申告する
- 不動産が2人以上の共有とされている場合であっても、不動産所得が事業的規模であるかどうかは、5棟10室基準で判断する
- 事業的規模である場合の課税上の主な取扱いの差異

	事業的規模	事業的規模でない
賃貸用固定資産の取壊し、 除却などの資産損失	全額を必要経費に算入	不動産所得の金額*を限度として 必要経費に算入
賃貸料等の回収不能による 貸倒損失	回収不能となった年分の必要経費に算入	収入に計上した年分までさかのぼり、その回収 不能に対応する所得がなかったものとする (更正の請求)
青色申告の事業専従者給与または 白色申告の事業専従者控除	適用あり	適用不可
青色申告特別控除	65万円（55万円）	10万円

- 事業的規模にかかわらず青色申告を行う特典
 - ①純損失の繰越
 - ②少額減価償却資産の特例

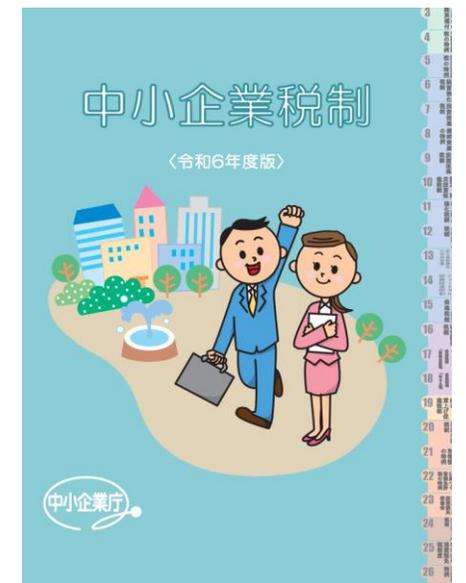
■ 事業所得と不動産所得

- 事業所得で青色申告特別控除65万円の適用要件を満たしている場合には、不動産所得の事業規模は問われない。
- 事業所得と不動産所得両方の業務を営む場合の貸借対照表は全ての業務に関わるものを合併して作成する。
- 消費税の課税事業者である場合は、事業所得、不動産所得、事業用資産・賃貸用資産の譲渡の計算に係る収入額等を含めた計算が必要

■ 事業所得等の特例に係る税額控除

※中小企業税制で適用が可能なものがないか確認を
(青色申告事業者のみ)

- 給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除
- 中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- 試験研究費の増加等に係る所得税額の特別控除 等



給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除

<適用期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度>
(個人事業主は、令和7年から令和9年までの各年が対象)

必須要件 (賃上げ要件)

上乗せ要件①
教育訓練費※2

上乗せ要件② (新設)
子育てとの両立・女性活躍支援※3

・適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等 (資本金1億円以下の法人、農業協同組合等) 又は
従業員数1,000人以下の個人事業主

中小企業向け

全雇用者の 給与等支給額 (前年度比)	税額控除率※1
+ 1.5%	15%
+ 2.5%	30%

+

前年度比 + 5%
⇒ 税額控除率を
10%上乗せ

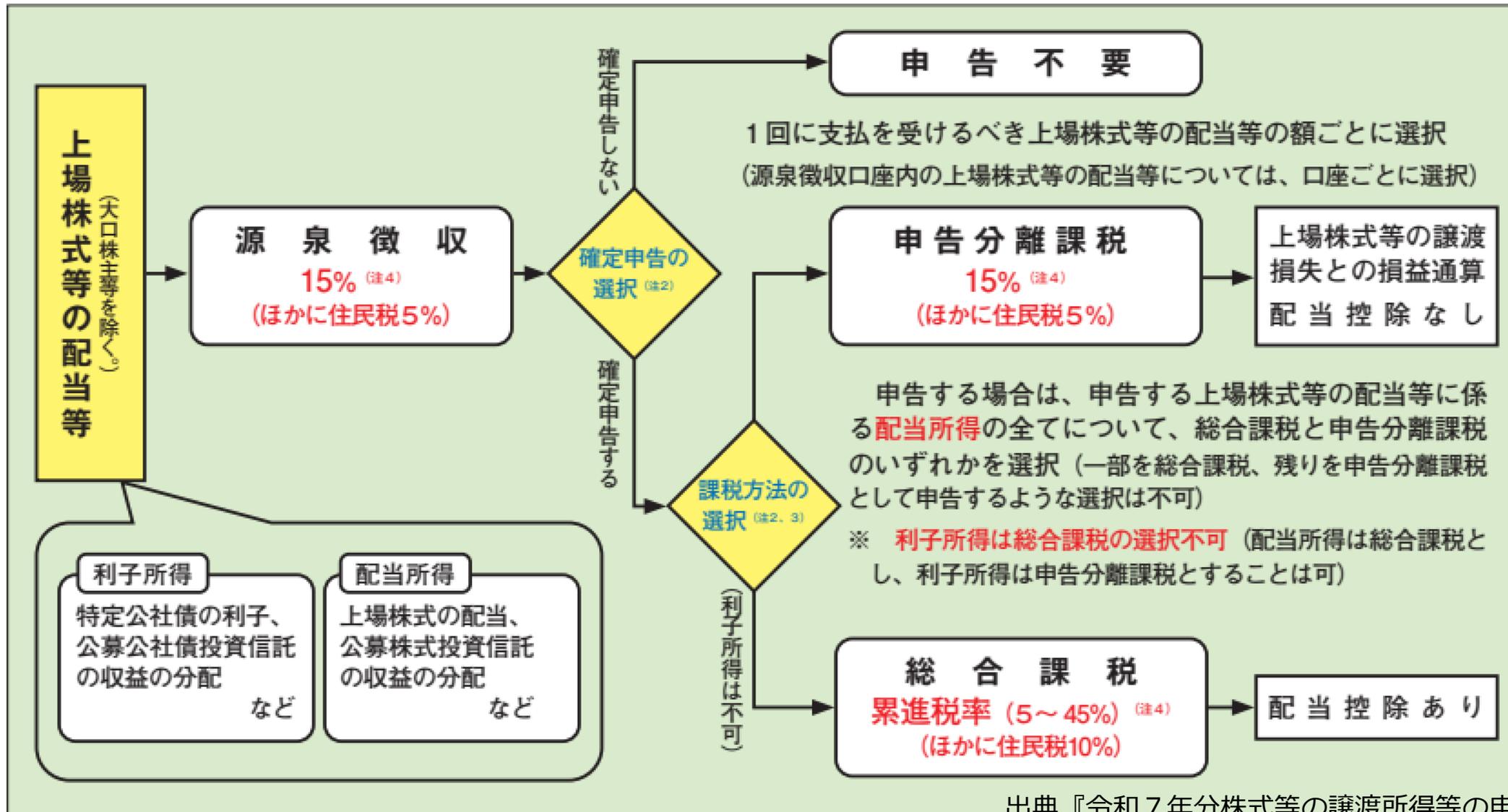
+

くるみん以上
or
えるぼし二段階目以上
⇒ 税額控除率を5%上乗せ

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能※6 (新設)
中小企業は、要件を満たせば、大・中堅企業向けの制度を活用することが可能。

出典：中小企業庁「賃上げ促進税制」パンフレット

上場株式等の配当等の課税関係



出典『令和7年分株式等の譲渡所得等の申告のしかた』

■ 配当所得

- ・ 確定申告不要制度の対象となる配当等について申告不要を適用するかどうかは、1回に支払を受けるべき配当等の額ごと（源泉徴収選択口座内の配当等については、口座ごと）に選択することができる。
- ・ 確定申告をしないこととした上場株式等及び少額配当等に係る配当所得は更正の請求をすることはできない。
- ・ 所得税と個人住民税で異なる課税方式を適用することはできない。

■ 退職所得

- ・ 退職した翌年に退職金の支給を受けた場合、原則としてその支給の基因となった退職日の属する年分の退職所得となる
- ・ 解雇予告手当は、退職を原因として一時に支払われるものであるから、退職手当等に該当する
- ・ 退職所得のある者が確定申告書を提出する場合は、退職所得を含めて申告する必要がある。ただし、退職所得は国民健康保険税の計算の対象外であるため、翌年の保険料への影響はない。

【原則】

- 退職所得の支払を受けるときまでに、「退職所得の受給に関する申告書」を退職金の支払者に提出している方は、源泉徴収だけで所得税等の課税関係が終了（分離課税）するため、原則、確定申告は不要。

第三表 77欄

【例外】

- 医療費控除や寄附金控除の適用を受けるなどの理由で**確定申告書を提出する場合は、確定申告書に退職所得の金額を記載しなければならない。**
 - ✓ 合計所得金額の計算に当たっては当該**退職所得の金額を含める**こととされています。
 - ✓ 所得税に係る基礎控除、配偶者控除等の適用や控除額の計算、住宅借入金等特別控除その他の各種特例の適用や贈与税に係る住宅取得等資金の非課税の適用などについては、**各年分の当該合計所得金額に応じた可否や適用額を判定**することとなっています。

給与所得

- 給与所得控除について特定支出控除額を加算するケース

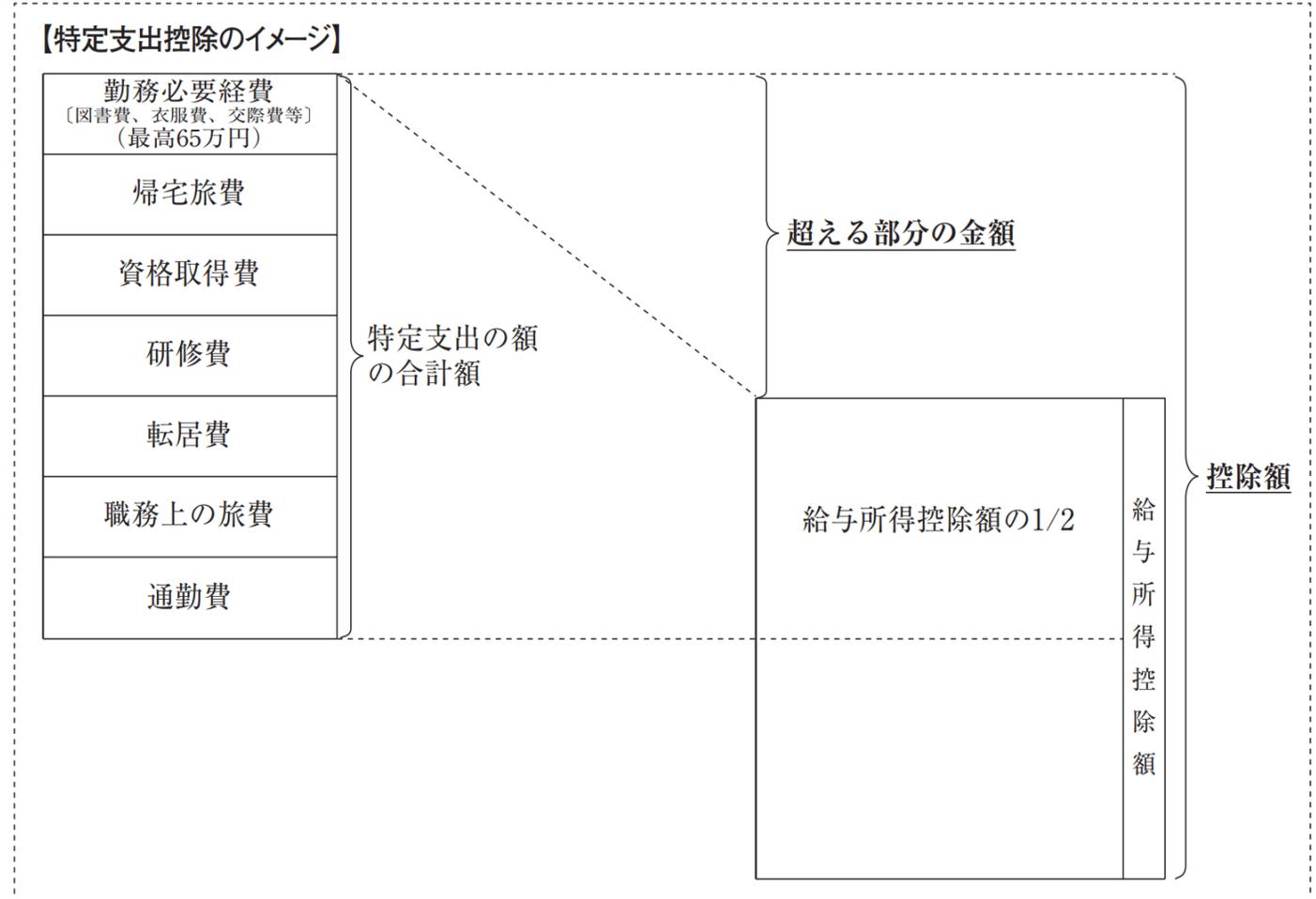
① 給与850万円以上の場合

- 給与所得控除額 195万円
- 特定支出の額の合計額が97.5万円を超える場合に有利

② 給与所得控除額 65万円の場合

- 特定支出の額の合計額が32.5万円を超える場合に有利

※雇用保険の教育訓練給付の受給額は支出額から控除する



■ 業務に係る雑所得等 (R4～)

		現金主義の特例	書類の保存義務	収支内訳書等の添付義務	記帳義務
青色申告者 (事業所得等)		○	○	○	○
白色申告者 (事業所得等)		○	○	○	○
雑所得を生ずべき業務 (令和5年分の収入金額で判定)	収入300万円以下	× → ○	×	×	×
	収入300万円超1,000万円以下	×	× → ○	×	
	収入1,000万円超	×	× → ○	× → ○	

■ 雑所得

- 源泉徴収の対象となっている公的年金等の合計額が400万円以下で、公的年金等以外の所得が20万円以下の場合は確定申告は不要、住民税のみ原則として申告要 (住民税に申告不要制度はない)
- 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載した扶養親族等を他の納税者において扶養家族としたときは、確定申告書の提出が必要

金融商品関係の損益通算

※事業として譲渡等を行ってはいないケース

(総合) 譲渡所得

- ・ 金、プラチナの売却益

総合譲渡所得内での損益通算ができる
(30万円以下の生活用動産については課税対象外。損失も通算できない。)

総合課税

雑所得

- ・ 外貨預金の為替差損益
 - ・ 暗号資産（仮想通貨）の売却損益
- 雑所得内での損益通算ができる

譲渡所得（株式や債券）

- ・ 上場株式※、株式投資信託、ETF（上場投資信託）、REIT（上場不動産投資信託）、外国（上場）株、公社債、公社債投資信託 等の売却損益

グループ内での損益通算、繰越控除、それぞれの配当金・分配金とも損益通算、繰越控除ができる

分離課税

譲渡所得（先物等）

- ・ FX取引、商品先物取引、日経225ミニ、CFD 等の売却損益

グループ内での損益通算、繰越控除ができる

※一般株式等、相対取引の上場株式等とは損益通算できない

所得控除等の留意点

■ 配偶者控除／扶養控除

- 納税者の扶養親族に該当するかの判定はその年の12月31日の現況による。ただし扶養親族がその年に死亡している場合その死亡時における現況で判断する
- 同居老親の判定にあたり、老人扶養親族が病気治療のための入院中であっても、同居を常況としている者として判断する

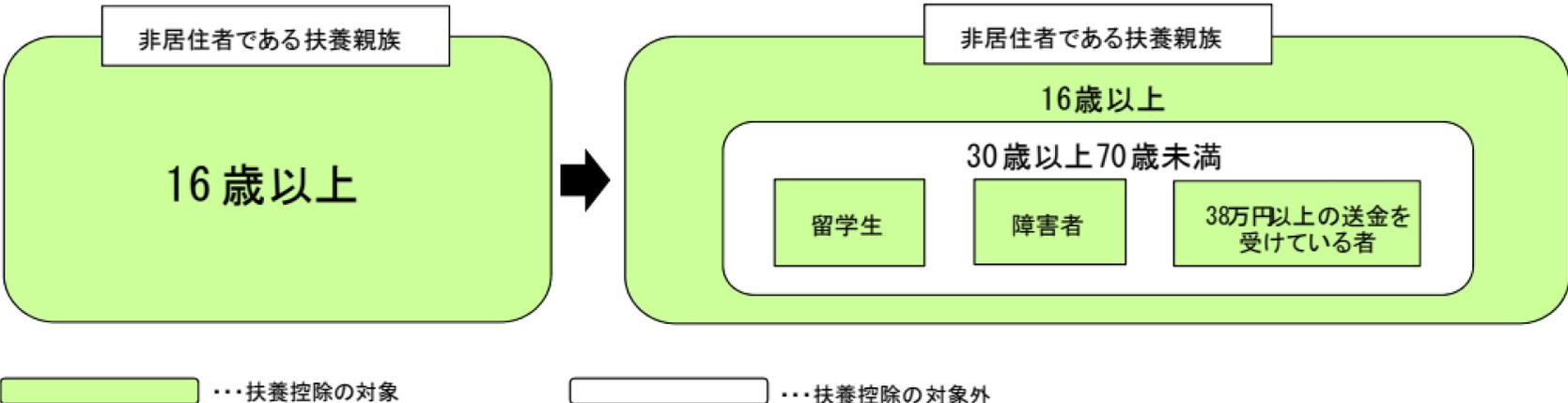
■ 国外居住親族に係る扶養控除の見直し（R5～）

【改正前の制度の概要】

- 16歳以上の生計を一にする親族等で、合計所得金額48万円以下の者を有する場合、一人につき38万円を所得控除
- 国外居住親族については、非居住者に係る課税所得の範囲を踏まえ、国外源泉所得を含めず所得要件を判定

【改正の概要】

- 国外居住親族に係る扶養控除の対象となる扶養親族の範囲から、年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって次に掲げる者のいずれにも該当しないものが除外（原則として国内+国外源泉所得合計で58万円以下の者のみ）
 - ① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
 - ② 障害者
 - ③ その適用を受ける居住者からその年において生活費又は教育費に充てるため38万円以上の送金を受けている者
- ※ 国外居住親族とは、非居住者である親族をいう。



■ 国外居住親族について添付又は提示が必要な書類

非居住者である親族の年齢等の区分		:添付又は提示が必要な書類			
		親族関係書類	留学ビザ等書類	送金関係書類	38万円送金関係書類
添付又は提示が必要な書類 (外国語で作成されている場合、日本語訳が必要)		戸籍の附票の写し等+国外居住親族のパスポートの写し	外国政府等が発行した外国における査証(ビザ)に類する書類の写し等	その居住者から国外居住親族宛の送金書類(金融機関の書類又は写し等)	その年における支払金額が38万円以上であることを明らかにする書類
16歳以上30歳未満又は70歳以上		○		○	
30歳以上 70歳未満	① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	○	○	○	
	② 障害者	○		○	
	③ その年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者	○			○
	④ 上記①～③以外の者	(扶養控除の対象外)			

出典 国税庁資料

- ・ 配偶者控除、障害者控除、特定親族特別控除は「親族関係書類」と「送金関係書類」（生活費又は教育費に充てるための支払を行ったことを明らかにする書類）を添付又は提示すればよい
- ・ 「38万円送金関係書類」について：国外に居住する配偶者と子がいる場合、複数の扶養親族がいる場合には、各人に年間38万円以上行ったことを明らかにする書類が必要（配偶者等に一括して支払う場合は認められない）

障害者控除の区分の選択方法

所得税の源泉徴収における「普通障害者」と「特別障害者」とは、受給者本人または、配偶者・扶養親族(所得金額が58万円以下に限る)の中で、その障害の内容により、次に該当する方をいいます。

	障害の内容	普通障害者	特別障害者
①	精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方		該当するすべての方
②	精神保健指定医などから知的障害者と判定された方	中度または軽度と判定された方(療育手帳の障害の程度がB、B1、B2、C、愛の手帳の3～4度の方)	重度と判定された方(療育手帳の障害の程度がA、A1、A2、愛の手帳の1～2度の方)
③	精神に障害がある方で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	右の程度以外の方	精神障害者保健福祉手帳の障害の程度が1級の方
④	身体障害者手帳に身体上の障害がある方として記載されている方	障害の程度が3級から6級までの方	障害の程度が1級または2級の方
⑤	戦傷病者手帳の交付を受けている方	右の程度以外の方	障害の程度が恩給法特別項症から第3項症までの方
⑥	原子爆弾の被爆による障害者として厚生労働大臣の認定を受けている方		該当するすべての方
⑦	常に就床を要し、複雑な介護を要する方		該当するすべての方
⑧	年齢が65歳以上で、福祉事務所長などから認定されている方	右の程度以外の方	①、②、④の特別障害者と同程度の障害がある方

医療費控除

- 医療費控除の対象は、自己又は自己と「生計を一にする」配偶者その他の親族に係る医療費
生計を一にしていない親族の医療費を支払っても対象とすることはできない
- 不妊治療、医師の指示に基づき購入した物品（入院中の水枕）、ストマ用装具、子供の通院
に親が付き添いするための交通費、療養の世話（病院・自宅）をしてくれる人への支出、診
療情報提供書の作成料、共働きの夫婦で妻の入院費用を夫が支払った場合も医療費控除の対
象となる

4-1

医療費控除に関する改正

後発医薬品のある先発医薬品の選定療養に係る医療費控除の取扱い

- 令和6年10月から、後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品のうち、一部の先発
医薬品の処方等を希望する患者については、患者負担分に加えて、「**特別の料金**」※1を支払うこ
ととされた※2。

⇒ 「特別の料金」も、**医療費控除の対象となる**ことに留意する。

※1 「特別の料金」とは、先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金をいう。

※2 先発医薬品が処方等される場合であっても、医療上必要であると認められる場合や、後発医薬品の在庫状況
等を踏まえて後発医薬品を提供することが困難な場合は、「特別の料金」の支払は要しない。

出典：国税庁資料

〔参考〕領収証の様式例

(別紙様式1) (医科診療報酬の例)

領 収 証

患者番号	氏 名	請求期間 (入院の場合)	
	様	年 月 日 ~	年 月 日

受診科	入・外	領収書No.	発行日	費用区分	負担割合	本・家	区分
			年 月 日				

保 険	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検 査	画像診断	投 薬
	点	点	点	点	点	点	点
	注 射	リハビリテーション	精神科専門療法	処 置	手 術	麻 酔	放射線治療
	点	点	点	点	点	点	点
	病理診断	その他	診断群分類 (DPC)	食事療養	生活療養		
	点	点	点	円	円		

保 険 外 負 担	評価療養・選定療養	その他
	(内訳)	(内訳)

	保 険	保 険 (食事・生活)	保 険 外 負 担
合 計	円	円	円
負担額	円	円	円
領収額 合 計	円		

※厚生労働省が定める診療報酬や薬価等には、医療機関等が仕入れ時に負担する消費税が反映されています。

東京都〇〇区〇〇 〇-〇-〇
〇〇〇病院 〇〇〇〇

領収印

医療費控除（セルフメディケーション税制）

- セルフメディケーション税制による所得控除の適用を受けるためには、「健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組」を行う必要があるが、申請者が任意に受診した健康診査（全額自己負担）は含まれないのが原則である

<一定の取組>

- ①保険者（健康保険組合、市町村国保等）が実施する健康診査（人間ドッグ、各種健（検）診等）
- ②予防接種（定期接種又はインフルエンザワクチンの予防接種）
- ③勤務先で実施する定期健康診断（事業主検診）
- ④特定健康診査（いわゆるメタボ健診）又は特定保健指導
- ⑤市町村が実施するがん検診

■ 領収書 ■

****年**月**日(火)**時**分

00000	製品A	¥108	軽
00000	★製品B	¥1100	
00000	製品C	¥220	
00000	製品D	¥330	
00000	★製品E	¥2200	

小計	5点	¥3,958	
合計		¥3,958	
	(内消費税等)	¥358	
	(10%対象)	¥3,850	
	(8%対象)	¥108	
		¥5,000	
		¥1,042	

★印はセルフメディケーション税制対象商品です
軽印は軽減税率対象商品です

- セルフメディケーション税制の適用を受ける納税者自身が「一定の取組」を行っていれば足り、家族が購入した医薬品を対象に含めて所得控除を申告できる
- セルフメディケーション税制対象品目は幅広く、レシート等で対象商品は明確にされている（頭痛薬、胃腸薬、風邪薬、鼻炎薬、湿布、水虫薬など）
- 医療費控除と同時適用はできない



■ 財産債務調書制度等の見直し（R5年度～）

	改正前	改正後
提出義務者	○所得2,000万円超かつ 総資産3億円以上又は有価証券等1億円以上	○所得2,000万円超かつ 総資産3億円以上又は有価証券等1億円以上 ○総資産10億円以上（所得基準なし）
提出期限	翌年3月15日	翌年6月30日
記載内容	○12月31日時点で保有する財産・債務の所在地・銘柄別・価額等 ※一部の少額財産債務は記載を省略可能（例：取得価額100万円未満の家庭用動産（現金・美術品等を除く。））	○12月31日時点で保有する財産・債務の所在地・銘柄別・価額等 ※一部の少額財産債務は記載を省略可能（例：取得価額300万円未満の家庭用動産（現金・美術品等を除く。））

出典 国税庁資料

所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き

●この手引きは、一般的な事項を説明しています。
●この手引きでは、所得税及び復興特別所得税を「所得税等」といいます。

書かない ✂️ 確定申告！

マイナンバーカードで自宅からe-Tax



♪メリット たくさん♪

- 添付書類 提出不要**
※一部の書類を除きます
イメージデータによる提出も可能
- 自宅から 申告可能**
※メンテナンス時間を除きます
- 24時間 利用可能**
- 受信通知から いつでも内容確認**
- 早期還付**
(3週間程度で還付)
※書類提出の場合は
1か月~1か月半程度で還付

✓ **確定申告書等作成コーナー**なら
金額等を入力するだけで**自動計算**で申告書が完成！

✓ **マイナポータル連携**で
給与、ふるさと納税、医療費等が**自動入力**できる！
※ご利用には事前準備が必要です

♪スマホでも
できちゃおう♪



※ マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください

有効期限を過ぎた場合、**e-Tax 手続等のご利用ができません**。
特に、確定申告期は、更新窓口(市区町村)の混雑が予想されますので、**お早めに更新手続をお願いします**。
> 有効期限や更新手続等の詳細は、「デジタル庁公式note」をご確認ください。



確定申告でお困りのときは“ふたば”にご相談ください。



確定申告に関する疑問は、国税庁ホームページ
税務相談チャットボットの「税務職員ふたば」にご相談ください。
お問合せ内容をメニューから選択するか、文字を入力いただく
ことにより、AI(人工知能)を活用して自動で回答を表示します。

ご相談はこちら



令和8年分の申告書について

国税庁では「課税・徴収事務の効率化・高度化等」に基づき各種施策を進めており、令和8年分の確定申告書は様式を変更いたします。
令和8年分の確定申告では、変更前の様式は使用しないようお願いします。
また、上記の様式の変更に伴い、令和8年分から控用(複写式)が廃止になり、必要に応じて、ご自身で控えの作成・保管をしていただくこととなります。

提出申告書の種類
記載例
手順1
手順2
手順3
手順4
手順5
手順6
おのれはごり
添付書類
確定申告の期間
提出申告書の種類
下書き用申告書

確定申告の実務

令和7年度確定申告の手引き 編